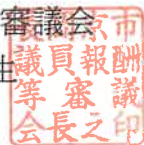


令和 6年 2月 7日

長岡京市長 中小路 健 吾 様

長岡京市議員報酬等審議会
会長 上 子 秋 生



長岡京市議会議員報酬等の額について

令和5年9月29日付5長対職第20号にて諮問を受けた標記の件について、本審議会において、市民の代表としての自覚と責任をもとに、公正な立場で広範な視点から慎重に議論を行いました。

審議にあたっては、地方公務員法第24条の規定により、府内14市や近隣都市(人口規模が同程度)など他の地方公共団体の状況、人事院勧告における給与の改定状況、社会経済情勢等を総合的に考慮するという考え方を基本とし、その上で、特別職常勤職員(以下「特別職」とする。)及び市議会議員の職務の内容や責任の重さ、これまでの報酬等の額の改定状況、市の財政状況や一般職の給与の動向等を参考に議論した結果、特別職の給料額及び市議会議員の報酬額について、次のとおり結論に達しましたので答申します。

1. 特別職の給料について

(1) 現状

特別職の給料月額(条例本則額)は、平成20年2月8日付の本審議会答申に基づき、平成20年4月1日から、市長は93万円に、副市長は77万円に、教育長は68万6千円に改定し、現在に至っています。

その後、これまでの間は、一般職の給料月額の引き下げ等を考慮し、市長自らの判断として、数回にわたり条例附則による給料月額の減額措置を実施してきており、直近では、平成26年の人事院勧告で、給与制度の総合的見直しによる一般職の給料月額引き下げが勧告されたことから、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額幅をさらに拡大し、平成27年4月1日から、それぞれ約3%の暫定減額措置を継続しています。

(2) 審議内容

特別職の給与額について事務局から提出された資料及びその資料の説明により、同職の職務と責任を踏まえ、あるべき給料の額について、分析を行いました。

本審議会における資料等の分析結果は、以下のとおりでした。

- 本市特別職の現在(減額措置後)の給料月額については、府下14市(京都市を除く)との比較で、市長が901,600円(府下第6位)、副市長が746,400円(府下第6位)、教育長が665,000円(府下第7位)であった。
- 一方、地域手当や期末手当を加えた年間の収入について比較すると、その順位は、市長が府下第3位、副市長が府下第2位、教育長が府下第3位であり、さらに、退職手当を加えた任期中の総収入額について比較すると、その順位は、市長が府下第2位、副市長が府下第2位、教育長が府下第3位であった。
- 本市のほか、令和5年4月1日現在において特別職の給料を減額措置している市は、宇治市(市長10%、副市長8%、教育長7%削減)、宮津市(20%削減)、京丹後市(市長10%、副市長及び教育長5%削減)の3市で、いずれも附則による改定を実施しています。うち2市では、令和5年12月末日時点で今年度の審議会審議を終え、宇治市は減額措置の停止(条例本則額への回復)が答申され、宮津市は減額割合を縮小し減額措置ではなく本則額を改定することが答申されている。
京丹後市は、現在のところ、令和5年度末までと措置期間を設定している。
- 一般職との比較においては、特別職給料月額が改定された前回平成20年度を起点に、地域手当と期末勤勉手当を含めた年間収入額の増減をグラフ化し、一般職と特別職のそれぞれについて、水準の変動分析を行いました。平成26年度までは、手当の支給割合の変動により、一般職と特別職の水準はほぼ同様の推移となるが、平成27年度以降は特別職が給料改定を実施していない分、上昇カーブは一般職に比べて緩やかになり、両者の水準差は徐々に大きくなっている。
令和5年の人事院勧告に伴う本市の対応等を考慮すると、一般職は、平成20年度の水準を2.82ポイント超える一方で、特別職は0.02ポイント低くなり一般職よりも3ポイント程度下回る見込みとなっている。
- 長岡京市の財政状況については、ここ数年、市役所庁舎や学校施設の整備に積極的に取り組んでいることから、市債残高は増加傾向(平成20年度末215億円→令和4年度末361億円)にあるものの、令和4年度決算で、財政の健全度を表す指標である実質公債費比率が2.7(府下第4位)、経常収支比率は89.1(府下第1位)と財政良好な数値となっており、健全な財政運営が行われている。

(3) 結論

以上の分析結果から、特別職の給料月額については、現下の物価、生計費の動向、また一般職の給与改定の動向と乖離があることもあり、現行の条例附則による減額措置を継続する特段の事由は認められないものと考えます。

よって、特別職の給料月額については、条例本則に定められている下記の額が妥当であると判断します。

記

			給料月額
市	長		930,000 円
副	市	長	770,000 円
教	育	長	686,000 円

また、改定の時期は、令和6年4月1日から実施することが望ましいと考えます。

一方、退職手当について、府内の他市と比較すると、市長は第1位、副市長及び教育長は第2位と高水準にあります。退職手当については当審議会の審議事項の範囲外ではありますが、社会経済情勢や他市との均衡などを総合的に勘案し、その水準について検討されることを望みます。

2. 市議会議員の報酬について

(1) 現状

議員報酬額については、平成10年4月1日に改定され、現在に至っています。

平成26年1月21日には、市議会議長からの依頼を受けた市長から、議員報酬額の取扱いについて意見を聴取する旨の依頼があり、本審議会において審議した結果、人口規模や議員定数などを含め各市の状況が異なる中で、本市の現在の議員報酬を特に改定しなければならない明確な理由を見出すことはできないとの意見書を提出した経過があります。

その後、市議会においては、平成24年3月に議会基本条例(議会が目指すべき方向性や理念を定めたもの)を制定されて以降、これまでに議員定数を4議席削減し、現在の定数を22名とされています。

(2) 審議内容

市議会議員の報酬額について事務局から提出された資料及びその資料の説明により、同職の職務と責任を踏まえ、あるべき報酬の額について、分析を行いました。

本審議会における資料等の分析結果は、以下のとおりでした。

- 本市の議員の報酬額については、議長が520,000円(府下第6位)、副議長が490,000円(府下4位)、議員が450,000円(府下3位)であった。
- 期末手当を加えた年間報酬の比較においても、その順位は、変わらなかった。
- 令和5年4月1日現在で、本市を含めて議員報酬を減額措置している市はなかった。
- 京都府南部の同様の人口規模の市である亀岡市、城陽市、八幡市、木津川市、京田辺市、向日市、長岡京市の7市の平均報酬額は、議長521,429円、副議長460,714円、議員422,143円、また、7市の平均議員定数は21.0人であった。

(3) 結論

社会経済情勢が大きく変わる中で、議員の果たす役割は一層重要となっており、市民の議員に対する期待も大きくなっています。

具体的には、議員の活動分野はより広範囲にわたり、議会の会期中だけではなく、日常的にも複雑化、専門化した職務の遂行と、まちづくりのための情報収集や調査研究、また、多様化、高度化する市民の様々なニーズを取り上げ、それらを的確に市政に反映させるという市民や関係機関との連絡調整など、議員に課せられた使命は極めて重要なものとなっています。

議員報酬について、その水準の妥当性は、各般の事項から論じられるべきものであり、一概に結論を見出し難い点がありますが、特別職や一般職の給与が減額されてきたにもかかわらず、四半世紀に亘り同額で据え置かれてきました。しかしながら近年の物価動向等を踏まえれば、報酬の実質額が確保されるよう考慮すべきではないかと考えます。

よって、現行の報酬額(議長 520,000 円、副議長 490,000 円、議員 450,000 円)については、上記の観点から踏まえ、市議会において改定の是非について、議論を重ねていただきますようお願いいたします。

3. 今後について

本審議会については、約9年ぶりの開催となりました。その間、特別職については、暫定措置として給料の減額措置が講じられてきました。そうした措置は、必ずしも否定するものではありませんが、給料を減額することが必ずしも妥当であるとは言えない面もあることから、今後は、できるだけ定期的に、少なくとも4年に1度は審議会を開催し、特別職給料及び議員報酬においても時々状況変化を敏速かつ的確に反映して点検見直しが図られるよう望みます。

結びに、少子高齢社会への対応やまちづくりの推進等、本市に課せられた課題には重いものがあります。市の執行機関の最高責任者である市長をはじめとする特別職や市民代表の市議会議員の職責はさらに重要性を増しているところであり、今後も市民の負託にこたえるべく、「住みたい 住み続けたい 悠久の都 長岡京」の実現をめざし、長岡京市政の持続的発展と市民福祉の向上のために、なお一層尽力していただくことを期待します。